

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱

制定 平成20年8月1日告示第79号

最終改正 平成28年3月29日告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産木材の利用を促進し、森林資源の循環を図るため、市内で産出された木材を一定割合以上使用して建築した戸建木造住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、当該住宅の取得に要した経費の一部を補助することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内産木材 市内で伐採された木材であって、市内又は千葉県森林組合北総支所で製材された木材をいう。
- (2) 市内産木材利用住宅 市内産木材を一定割合以上使用した戸建木造住宅(併用住宅を含む)で、第13条の認定を受けたものをいう(以下「住宅」という。)
- (3) 取得 住宅を新築し、増築し、又は購入することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、住宅の新築事業、増築事業及び新築住宅の購入事業とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 市内に建築し、延べ床面積(併用住宅は居住部分の面積、増築は増築部分の面積)が新築にあつては70平方メートル以上、増築にあつては33平方メートル以上であること。
- (2) 新築又は増築に係る市内産木材の使用量が、延べ床面積に1平方メートル当たり0.1立方メートルを乗じて得た体積以上であること。
- (3) 市内に本店を有する施工業者(個人にあつては、市内に住所を有する者)により施工されたものであること。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条の事業により建築された住宅を取得し、当該住宅に自ら又はその家族が居住し、市税等を滞納していない者とする。なお、補助金の交付は、住宅1棟に対し1回を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅の建築に係る市内産木材の使用量（併用住宅は居住部分、増築は増築部分）に1立方メートル当たり1万円を乗じて得た額以内の額とし、25万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額とする。

(事業計画の認定申請)

第6条 第3条に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の認定を受けるため、山武市市内産木材利用促進事業計画認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 山武市市内産木材利用促進事業（変更）計画書（別記第2号様式）
- (2) 市内産木材使用明細書（別記第3号様式）又は当該明細書と同様の事項を記載した書類
- (3) 設計書及び設計図（位置図、平面図、立面図等）
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業計画の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定のうえ、山武市市内産木材利用促進事業計画認定（却下）通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定申請書（別記第5号様式）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定のうえ、山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定（却下）通知書（別記第6号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 認定事業者は、第7条の認定を受けた日以後において、認定計画にかかる事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山武市市内産木材利用促進事業中止（廃止）届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による認定を

取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる建築を行ったとき。
- (3) 市長が第7条の認定を通知した日から3月以内に認定計画に係る事業に着手しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、山武市市内産木材利用促進事業計画認定取消通知書（別記第8号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（事業状況報告及び確認）

第11条 認定事業者は、住宅の内装工事着手前に山武市市内産木材利用促進事業状況報告書（別記第9号様式）により事業の遂行状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、20日以内に市内産木材の使用状況を確認するものとする。

（市内産木材利用住宅の認定申請）

第12条 認定事業者は、認定計画による建築が完了したときは、山武市市内産木材利用住宅認定申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 山武市市内産木材利用促進事業実績報告書（別記第11号様式）
- (2) 市内産木材使用明細書（別記第3号様式）又は当該明細書と同様の事項を記載した書類
- (3) ちばの木認証センター発行の「ちばの木販売管理表（A）」又は、市内産木材伐採証明書（別記第12号様式）及び市内産木材出荷証明書（別記第13号様式）
- (4) 市内産木材使用証明書（別記第14号様式）
- (5) 工事中及び完成後の写真
- (6) 建築基準法第7条第5項の検査済証の写し
- (7) 山武市市内産木材利用促進事業計画認定（却下）通知書（別記第4号様式）及び山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定（却下）通知書（別記第6号様式、変更があった場合のみ）の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（住宅の認定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し住宅の認定の可否及び補助金交付予定額を決定のうえ、山武市市内産木材利用住宅認定（却下）通知書（別記第15号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第14条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助申請者」という。)

は、本人又はその家族が当該住宅に入居した後1年以内に山武市市内産木材利用促進事業補助金交付申請書(別記第16号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 山武市市内産木材利用住宅認定(却下)通知書(別記15号様式)の写し
- (2) 建築工事請負契約書の写し又は不動産売買契約書の写し
- (3) 本人又はその家族が当該住宅に入居した旨を証する書類
- (4) 市税等納付状況の確認同意書(別記第17号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第18号様式)により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助申請者は、規則第16条の規定により、交付決定の日から30日以内に山武市市内産木材利用促進事業補助金請求書(別記第19号様式)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に補助金の交付決定通知を受けた補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に事業計画の認定を受けているものに係る補助金の額については、なお従前の例による。